

## 新型コロナウイルス関連情報 (ポルトガル全土における「災害事態宣言」及び 新たな基本的措置の発表について)

令和2年10月14日

1 10月14日、ポルトガル政府は、国内感染者数の増加を踏まえ、15日午前0時から現行の「非常事態宣言」を「災害事態宣言」に引き上げる旨を発表しました。同宣言はポルトガル全土（島嶼部自治州を除く）が対象となります。また、併せて以下の基本的な制限措置が発表されましたのでご留意下さい。なお、コスタ首相は、閣議後の記者会見において、教育機関の閉鎖や、社会的経済的危機を悪化させ雇用や家計に影響を与えるような措置は回避するとし、個人の感染症対策の重要性を強調しました。引き続き、感染防止のためのマスク着用、手指の洗浄・消毒、ソーシャルディスタンスの確保を心掛けてください。

- 15日午前0時より、公道及び商業施設、レストラン等での人の集まりを5名までに制限する。
- 14日以降に予定される結婚式や洗礼式等家族行事においては、最大50名までの参加を可能とするが、ソーシャルディスタンスの確保及びマスクの着用を義務付ける。
- 高等教育機関での講義及び実習以外の行事（新入生歓迎会等）は禁止する。
- 治安当局による公道及び商業施設等における衛生への取り組みに関する取り締まりの強化
- 人数制限等規則を遵守しない法人及び商業施設に対し、最大1万ユーロの罰金を課す。
- 国民に対し、公道でのマスクの着用及びコロナ感染接触アプリ「Stay Away」利用を強く推奨する。
- 人が密集する公道でのマスク着用並びに教育機関、軍、治安当局及び行政機関でのアプリ利用の義務化を定める法案を議会に上程する。

### 2 マデイラ自治州及びアソーレス自治州

各自治州は異なる措置を導入していますので、最新の情報を入手するようご留意ください。

・マデイラ自治州

<https://www.madeira.gov.pt/>

・アソーレス自治州

<https://covid19.azores.gov.pt/>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>